

改正

平成26年 9 月30日条例第32号

平成28年 3 月28日条例第11号

令和 5 年 3 月28日条例第 4 号

伊賀市情報公開条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 行政文書の公開

第 1 節 行政文書の公開を請求する権利等（第 5 条—第18条）

第 2 節 審査請求に基づく諮問等（第19条—第22条）

第 3 章 情報提供の推進（第23条・第24条）

第 4 章 補則（第25条—第30条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民の知る権利を保障するため、市の保有する行政文書の公開について必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責任を果たすとともに、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、公営企業管理者及び消防長をいう。
- （2） 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他市の施設において、当該施設の設置目的に応じ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理されているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開が適正に行われるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、行政文書の公開に当たっては、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の規定により行政文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の公開

第1節 行政文書の公開を請求する権利等

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 公開請求をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項

2 公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）は、実施機関が行政文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。

3 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 市が経営する企業又は独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができるこ

ととなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、請求に係る行政文書の全部の公開をする旨であって、公開請求書の提出があった日に行政文書の公開をするときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につ

き当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限
(理由の明示)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しないとき（第10条の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、公開請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、公開しないこととする根拠を明らかにするとともに、当該根拠を適用する理由が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 公開請求に係る行政文書に市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人並びに公開請求者以外の者（以下この条、第20条第3項、第21条及び第22条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定めるところにより、公開請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第20条及び第21条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第16条 行政文書の公開は、当該行政文書が、文書、図画、写真又はフィルムであるときは閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による行政文書の公開にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の法令等による公開の実施との調整）

第17条 実施機関は、法令、他の条例、規則、規程等（以下この条において「法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第18条 この条例に基づく行政文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 行政文書の公開を受ける者は、その実施の方法に応じ、別表に定める行政文書の公開に要する費用を負担しなければならない。

3 第16条の規定による写しの交付（公開される行政文書が電磁的記録である場合は、実施機関が定める公開の実施の方法により複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により行政文書の公開を受ける者は、当該写しの交付を実施機関が定めるところにより送付により受けるときは、当該送付に要する費用を負担しなければならない。

4 実施機関は、公開請求者が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該公開請求

者に係る第2項に規定する行政文書の公開に要する費用及び前項に規定する送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 審査請求に基づく諮問等

(審査請求)

第19条 実施機関がした公開決定等又は公開請求に係る不作為（条例に基づく公開請求に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問等)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成26年伊賀市条例第32号）第1条に規定する伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（第3項において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 公開決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、当該審査請求について第1項の規定により行った諮問に係る審査会の答申を受けるまで、公開を停止するものとし、その旨を書面により公開請求者に通知するものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）

- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第22条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3章 情報提供の推進

（情報提供に関する施策の推進）

第23条 実施機関は、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。

- 2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、市民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努めるものとする。

（会議の公開）

第24条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第4章 補則

（行政文書の管理）

第25条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

（目的、利用方法等に関する周知）

第26条 実施機関は、市民がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目

的、利用方法等について周知を図るよう努めるものとする。

(目録等の作成)

第27条 実施機関は、行政文書に係る目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第28条 市長は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(出資法人等の情報公開)

第29条 法人等で、市が出資その他財政支出等を行うもののうち、市長が別に定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、出資法人等に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(合併前の市町村の公文書への適用)

2 合併前の上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村及び青山町(以下これらを「合併前の市町村」という。)の保有していた公文書であって、次の各号に掲げる合併前の市町村の機関の区分に応じ、当該各号に定める日以後に当該機関の職員が職務上作成し、又は取得したものは、行政文書とみなしてこの条例を適用する。

(1) 上野市の機関(議会を除く。) 平成2年4月1日

(2) 上野市の議会 平成9年4月1日

(3) 伊賀町の機関 平成13年4月1日

(4) 島ヶ原村の機関 平成13年4月1日

(5) 阿山町の機関 平成13年4月1日

(6) 大山田村の機関 平成13年4月1日

(7) 青山町の機関 平成12年4月1日

3 実施機関は、合併前の市町村の保有していた公文書であって、前項の規定により行政文書とみ

なされるもの以外のものについて、公開の請求があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

- 4 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上野市情報公開条例（平成14年上野市条例第33号）、伊賀町情報公開条例（平成12年伊賀町条例第30号）、島ヶ原村情報公開条例（平成12年島ヶ原村条例第27号）、阿山町情報公開条例（平成12年阿山町条例第28号）、大山田村情報公開条例（平成12年大山田村条例第40号）又は青山町情報公開条例（平成11年青山町条例第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年9月30日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の伊賀市情報公開条例の規定によりなされた処分又は公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊賀市情報公開条例（以下この項において「新情報公開条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等について適用する。

別表（第18条関係）

区分	公開の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円
		カラーの場合 1枚につき40円

2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円 カラーの場合 1枚につき40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非公開情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(3) 非公開情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非公開情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2(1)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2(1)の場合において、日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 市以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。